**大阪市告示第1453号**

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第３条第３項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第４項の規定に基づき告示する。

令和８年10月30日

大阪市長　　横　山　英　幸

| 施設名 | 年　月　日 | 供用時間 |
|---|---|---|
| 大阪市立<br>中央スポーツセンター<br>第２体育場 | 令和８年11月24日（火） | 午前９時から<br>正午まで |

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）